

令和2年6月9日（火曜日）

○出席議員（13名）

	議 長	中 川	達 君	7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君	
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君	
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君	
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君	
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君	
6 番	七 田	満 男 君				

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君		町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮 崎 重 幸 君
教 育	長	久 下 恭 功 君		町民福祉部長 子育て支援課長	高 平 紀 子 君
総 務 部	長	棚 田 進 君		町民福祉部長 保険年金課長	助 田 有 二 君
町民福祉部長		上 島 恵 美 君		町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当)	山 田 卓 矢 君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		出 嶋 剛 君		町民福祉部 福祉課長	北 正 樹 君
都市整備部長 兼北部開発推進室長		銭 丸 弘 樹 君		都 市 整 備 部 企 画 課 長	四 月 朔 日 松 英 君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)		松 井 賢 志 君		都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	橋 本 良 君
都市整備部担当部長 (上下水道担当)		高 橋 均 君		都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課長兼観光振興室長	長 谷 川 万 里 子 君
教育委員会教育部長		上 出 功 君		都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼北部開発推進室長補佐	上 前 浩 和 君
消防本部消防長		高 道 三 春 君		都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	法 利 康 博 君
総務部総務課長		中 川 裕 一 君		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	神 農 孝 夫 君
総務部総務課 人事秘書担当課長		吉 田 真 理 子 君		教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	堀 川 竜 一 君
総務部財政課長		宮 本 義 治 君		教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課長		北 野 享 君		消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	重 島 康 人 君
町民福祉部 住 民 課 長		福 島 誠 一 君			

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 田 中 義 勝 君 事務局 書 記 小 坂 し お り 君
事務局 参 事 兼 次 長 東 康 弘 君

○議事日程（第1号）

令和2年6月9日 午後1時00分

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

審議期間の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕

議案第48号 令和2年度内灘町一般会計補正予算（第3号）

議案第49号 令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第50号 令和2年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和2年度内灘町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第52号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第54号 内灘町税条例の一部を改正する条例について

議案第55号 内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例について

議案第57号 内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第58号 内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第60号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第61号 内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

報告第1号 令和元年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 内灘町土地開発公社の経営状況について

提案理由の説明

（第1号の追加）

日程第1

員の所属変更の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員の七田議員を文教福祉常任委員会委員に、文教福祉常任委員会委員の小谷議員を総務産業建設常任委員会委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出がありました。

本件は、内灘町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、七田議員と小谷議員からの申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにしたことをご報告いたします。

また、休憩中に総務産業建設常任委員会において、七田委員の辞任に伴い委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に小谷一也議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

次に、文教福祉常任委員会において、小谷委員の辞任に伴い副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告いたします。

文教福祉常任委員会副委員長に西尾雄次議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

○議事日程の追加

○議長【中川達君】 また、休憩中に生田勇人議員から、一身上の理由により議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議会運営委員会委員の辞任

○議長【中川達君】 追加日程第4、許可第2号議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、内灘町議会委員会条例第12条第2項の規定により、議長において、議会運営委員会委員の辞任について許可したことをご報告いたします。

○議事日程の追加

○議長【中川達君】 今ほど議会運営委員会委員が1名欠けました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議会運営委員会委員の選任

○議長【中川達君】 追加日程第5、選任第1号議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、内灘町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、小谷一也議員を指名いたします。

○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第4、議案第47号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕から議案第61号内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を収めることを要しない場合の同意についてまでの15議案を一括して議題といたします。

なお、今6月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【中川達君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 本日ここに、令和2年内灘町議会6月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております令和2年度補正予算及びその他の議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今ほど副議長に就任されました七田議員におかれましては、誠におめでとございます。体調にご留意され職務に精励されますよう、ご祈念申し上げます。

また、退任されました生田前副議長におかれましては、この間、大変ご苦労さまでございました。

さて、世界各国では、今なお新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。

日本国内におきましては、政府の緊急事態宣言を受け、長期間にわたり、不要不急の外出自粛や飲食店等の営業の自粛、学校の臨時休業や企業のテレワーク導入など人との接触を極力減らす行動に加え、手洗い、消毒などの衛生管理の徹底などにより、感染の第1波がようやく収まる兆しを見せてまいりました。しかしながら、北九州市や東京都では感染者が再び増加傾向にあるなど、感染の第2波が懸念されるところでございます。

こうした中、先月、緊急事態宣言が解除された石川県では、今月1日には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休業要請が全面的に解除され、県内の全業種において、よ

うやく活動が再開されました。

本町におきましても、臨時休業していた小中学校が同日本格的に授業を再開し、静まり返った校舎に再び明るい笑顔と元気な声に戻ってまいりました。

このように、国内において新型コロナウイルス感染症が収束の兆しを見せる中、再流行に備えた感染拡大防止対策を維持、継続しながら、日常生活に「新しい生活様式」を取り入れ、経済活動の再開を支援することにより、外出自粛や休業要請等で落ち込んだ地域経済の活性化を図っていく必要があるものと考え、今回の6月会議に新型コロナウイルス感染症対策関連として約1億円規模の歳出予算案を提出させていただきました。

まず、地域経済の支援・活性化対策として、上水道の基本料金を6月使用分から4か月間にわたって免除することにより、町民の皆様の経済的負担の軽減を図ります。

また、町商工会が地元商工事業者の活性化と町民の経済的な支援を図るために実施するプレミアム付商品券の販売を町として後押しいたします。

今回の商品券は、販売額が1セット5,000円で6,000円分の買物に使用でき、2セットまで購入することが可能でございます。このプレミアム分を町が商工会へ補助いたします。町民の皆様にはぜひ購入していただき、本町の経済の活性化を後押ししていただければと考えております。

これに加えまして、元気内灘住宅リフォーム助成金制度を新たに設け、住環境の整備促進と併せて、本町における消費の喚起を図ってまいります。

また、感染拡大防止対策の一つとして、AIを活用した自動体温検知カメラを町内の小中学校及び町立保育所に設置し、児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、手洗い蛇口をレバー式に改修するなど衛生面にも配慮いたします。

これから本格的な夏の季節を迎えます。町民の皆様におかれましては、熱中症対策を心がけながらのマスクの着用や人と人との距離の確保、手洗いなどの衛生管理をはじめとした基本的な感染対策を継続し、小まめな換気や、密閉、密集、密接を避ける、いわゆる3密の回避など「新しい生活様式」を実践していただき、感染の再流行、拡大防止に協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号 専決処分の承認を求めることにつきましましては、地方自治法第179条第1項の規定により、先月22日に専決処分した令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容といたしましては、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和元年度の歳入不足財源を令和2年度予算から繰上充用するものでございます。

議案第48号 令和2年度内灘町一般会計補正予算（第3号）につきましましては、歳入歳出それぞれ530万円を増額し、歳入歳出予算の総額を123億2,660万円とするほか、地方債の補正を併せて計上するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費ではコミュニティ助成事業の補助内示に伴う助成金等を、民生費では先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてA Iを活用した自動体温検知カメラを町立保育所に設置するための備品購入費のほか、心身障害者医療助成金等を計上いたしました。

衛生費では上水道に係る基本料金の免除による上水道事業運営費補助金等を、農林水産業費では町土地改良区補助金等を計上いたしました。

商工費では、こちらも先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みを下支えするため、町商工会が実施す

るプレミアム付商品券事業に係る補助金及び住宅リフォーム助成金を計上いたしました。

土木費では、国の社会資本整備総合交付金等の補助内示に伴う道路新設改良及び公園の整備工事費等を計上いたしました。

消防費では、コミュニティ助成事業の補助内示に伴う消防器具購入費等を計上いたしました。

教育費におきましても、民生費同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、小中学校にA Iを活用した自動体温検知カメラを設置するための備品購入費及び手洗い蛇口の改修費のほか、県の道徳教育推進事業推進校の指定を受けたことによる補助金及びサイクリングターミナル改修費等を計上いたしました。

そのほか、定期人事異動に伴う人件費の補正及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止を決定した事業に係る事業費の減額補正を計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、国の補助内示に伴う社会資本整備総合交付金及び町債の減額のほか、コミュニティ助成事業助成金などを計上いたしました。

議案第49号 令和2年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましましては、新型コロナウイルスに感染するなどした一定の要件を満たす被用者に対して支給する傷病手当金のほか、国民健康保険ヘルスアップ事業の制度拡充により、一般会計から国民健康保険特別会計に移行する人件費を計上いたしました。

議案第50号 令和2年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましましては、上水道に係る基本料金の免除による給水収益の減額のほか、定期人事異動に伴う人件費等を計上いたしました。

議案第51号 令和2年度内灘町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましましては、国の補助内示に伴い、内灘ポンプ場の改修工事

費及び雨水管渠新設に係る調査設計等委託料を計上いたしました。

議案第52号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の防疫作業等に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するための改正でございます。

議案第53号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル手続法の一部改正に伴い個人番号通知カードが廃止されることにより、通知カード再交付手数料を廃止するための改正でございます。

議案第54号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法ほか関係法令の一部改正に伴い、徴収猶予制度の特例及び固定資産税の軽減措置等を設けるための改正でございます。

議案第55号 内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の一部改正に伴い、本社機能移転に係る固定資産税の特例措置である不均一課税の適用期間を延長するための改正でございます。

議案第56号 内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例につきましては、移転に伴い、内灘学童保育クラブの位置を内灘公民館内から大根布小学校内に変更する改正でございます。

議案第57号 内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について改正を行うものでございます。

議案第58号 内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、

石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者等に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第59号 内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例につきましては、石川県の心身障害者医療費助成制度の改正に伴い、町と同制度の対象に精神障害者を加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第60号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第61号 内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきましては、認定農業者等の人数が委員の過半数を超えない場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、**報告第1号** 令和元年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書及び**報告第2号** 令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、報告するものでございます。

報告第3号 内灘町土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として、令和元年度における事業報告及び決算並びに令和2年度事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜いますようお願いを申し上げまして、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【中川達君】 提案理由の説明が終わりました。

ここで訂正をさせていただきます。

先ほど私のほうから発言しましたが、議案第61号内灘町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を「収める」ということを発言したそうでございますけれども、「占めることを要しない」ということで訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。



○散 会

○議長【中川達君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日10日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、明日10日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は11日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時06分散会